

海岸漂着物対策専門家会議（第 11 回）における 専門家による主なご意見について

- マイクロプラスチック調査について、特に生物への影響が非常に懸念される部分がある。マイクロプラスチックに化学物質を吸着するといった問題もあり、生物あるいは人への影響等が本当にあるのかどうか等も含めマイクロプラスチックに関する調査・研究も必要と考えている。〈兼廣座長（東京海洋大学）〉
- 都道府県が策定する地域計画について、海岸線を有する都道府県のみならず、海岸線を有しない県についても、海岸漂着物処理推進法の趣旨が海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制が車の両輪であるということであれば、海岸線を有しない県についても、地域計画の策定が必要ではないか。〈小島（愛）委員（公益財団法人日本離島センター）〉
- 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱について、現場で実際に海岸漂着物を回収、発生抑制に取り組んでいる市民の方は、非常に多い。このような方々がより活動しやすくなるように委嘱の実績を作るよう努力していただきたい。〈小島（あ）委員（一般社団法人 JEAN）〉
- この約 10 年間に、どれぐらい海岸漂着ごみが増えてきたのか、減ってきたのか、または、どのようなものが増えたり、減ってきたのかについて、何らかの形でお示しいただきたい。〈（西島委員（一般社団法人日本マリナー・ビーチ協会）〉
- 海洋ごみについて、環境省が経年的に調査を実施されているが、そのデータの積み重ねを踏まえた結果があれば、海岸漂着物専門家会議においても、検討の成果がより実のあるものになるのではないか。〈（西島委員（一般社団法人日本マリナー・ビーチ協会）〉